

信託留保所得課税の立法論的検討

佐藤 英明

目次

- 一 はじめに～本稿の目的
- 二 アメリカ連邦所得税における信託留保収益課税の展開
- 三 わが国における問題の立法論的解決の可能性
- 四 結語

一 はじめに～本稿の目的

周知のように、現行所得税法、法人税法においては、私益信託は、所得税法13条1項本文または法人税法12条1項本文の適用される信託と、これらの条項の但書および法人税法12条2項が適用される信託とに二分⁽¹⁾されている。ここでは、便宜上、前者を個別的信託、後者を集合的信託と呼ぶことにしよう。個別的信託に関する課税は、信託財産に帰属する収入・支出が原則的には受益者に帰属するものとして行ない、例外的に受益者が不特定の場合にはそれらが委託者に帰属するものとして課税関係を決定することとされている。

これに加え、すでに別の機会に分析したように、個別的信託に関する所得税法13条1項本文等は、信託財産に帰属する収入・支出の帰属を定めているとともに、その課税のタイミングをも同時に定めていると考えられる⁽³⁾。すなわち、信託財産に帰属する収入・支出は、常に、それが信託財産に帰属した年度に、課税対象とされるのである（以下、このことを現年課税、とも呼ぶ）。違う言い方をすれば、ここでは、信託に帰属

した所得が信託財産内部に留保され、その現実の分配が後の年度である場合でも、現実の分配時ではなく、当該所得が信託財産に帰属した年度に、受益者または委託者の所得として所得課税が行なわれるのである。この場合は、現実の所得分配がないのに課税が行なわれる、という点が重要である。

現行法における「例外的な納税義務者」としての委託者の位置づけは、委託者が信託財産から受益せず、また、信託財産に対する何らの管理権能も有していない場合には、その理論的根拠が薄弱である。このことと、法が信託収益に関する現年課税を定めていることとが合わさると、信託収益が稼得された年度には現実に分配されず、信託財産に留保される場合には、大きな問題を生じさせる可能性がある⁽⁴⁾。その典型例は、受益者が不特定の状態⁽⁴⁾で委託者が死亡する場合である。この場合、現行法上は、委託者が有する信託法上の権限が相続されうることを根拠に、信託財産に帰属する所得についての納税義務も委託者の相続人に相続されるという解釈が考えられる⁽⁵⁾。しかし、委託者の相続人が信託財産から何らの受益をする可能性もなく、また、信託財産を管理する権能も有しない場合には、委託者の相続人に納税義務のみを相続させる理論的根拠は、委託者自身が納税義務を負う場合に比しても、一層薄弱であると言わざるを得ない。それに加えて、そのように考える場合にはその納税義務の相続人間での分割の問題、将来の所得税の納税義務を相続税の計算上どのように考慮するかという問題、ひいては相続人全員が相続を放棄した場合の扱いについても考える必要がある。

また、受益者の範囲は特定されているが、その具体的な受益額や受益割合が条件付のものであったり、受託者の裁量に委ねられたりしている場合に、信託に留保される信託収益の課税方法にも問題がある。この場合に飽くまでも現年課税を実現するためには、信託収益が稼得された年度には受益者が特定していないとして、理論的根拠が薄弱な——しかも、その死亡によって、より解決困難な問題が生じうる——委託者課税を行なうか、または、特定された範囲の受益者に対して現実の受益割合等を擬制し、課税を行なうかという選択を迫られることになる。

他方、例外的な委託者課税の位置づけは、受益者が信託から受益することが委託者の利益にもなる場合や、将来的に信託財産が委託者に復帰する場合等において、⁽⁶⁾ 妥当な課税関係を決定することを困難にしている、という面もある。たとえば、離婚時において設定される未成熟子の扶養料支払いのための信託は、当該子供という特定した受益者を有しているが、その設定によって委託者自身が将来的な扶養料の支払義務を免れるという利益を得ていると考えることができる。また、資産性所得を生み出す資産を信託財産とし、比較的若年の子供を信託収益の受益者とする信託は、信託終了時に信託財産が委託者に帰属するものである場合には、委託者の所得が多く、限界最高税率が高い時期に所得を分割しつつ（その時期は子供の限界最高税率は比較的低いものと思われる）、引退後等に限界最高税率が低くなった時期（この時期には子供の限界最高税率が比較的高くなっていることもありうる）に再びその資産性所得が委託者に帰属するように図ることによって、長期にわたる所得分割の仕組みとしても用いられる可能性があるろう。

このように、受益者が不特定の場合に常に委託者が信託収益に関する納税義務を負うという現行法の「委託者課税」の範囲は、一面で広すぎ、また、一面では狭すぎるという問題点を抱えているといえる。本稿では、このうち前者の問題、すなわち、稼得された年度には⁽⁷⁾ 受益者に合理的に帰属させがたい信託留保収益に対する課税の問題を、立法論的に検討し、ありうべき合理的な信託税制の方向を探ることとしたい。

二 アメリカ連邦所得税における信託留保収益課税の展開

(1) 序

本稿の問題を考えるにあたっては、信託課税について長い経験を有し、数次の立法を重ねてきたアメリカ連邦所得税における信託課税の変遷を概観することが非常に有益である。

ここで、注意しておかねばならないのは、アメリカの各州法上「信

託」とされるものすべてが、連邦所得税法において信託として認められ、信託に対する課税方法が適用されるのではないということである。まず、各州法上の「信託」であっても、事業目的を有するなどの性質を有し、連邦所得税法上は「団体(association)」と認められるもの(いわゆる事業信託(business trust))は、法人として課税されることになる⁽⁸⁾し、他方、信託終了時に信託財産が委託者に復帰することを含め委託者が信託から受益する可能性があると考えられたり、または、信託の撤回権限や信託収益の分配の変更等の信託の運営等に関わる法定された権能を委託者が有していたりする信託は、連邦所得税に関しては「信託」の存在が認められず、信託に帰属する所得等は、直接、委託者に帰属するものとして課税される⁽⁹⁾。

したがって、以下に述べる「信託」としての課税の対象となるのは、資産の管理・運用を目的とし(事業目的ではなく)、委託者の手から相当程度独立した(委託者が受益する可能性や、委託者が信託をコントロールする法的権限をほとんど有しない)信託に限られるのである。

連邦所得税における、「信託」課税の基本的な原則の一つは、信託財産の元本の分配は、受益者における所得課税の対象とならない、ということである⁽¹⁰⁾。これは、信託課税の対象となる信託の創設は、一般に贈与・遺産税の対象となり、信託元本の移転に対する課税はそれによって行なわれるからである。この原則を実現するため、信託から受益者への具体的な分配が信託元本の分配であるか信託収益の分配であるかを決定するためのルールが必要になる。この点は信託税制の作り方としては興味を持たれるところであるが、本稿における問題の検討に直接関わりがないので、ここではその紹介は割愛する。

第二の原則は、「信託」を法人課税の対象としない、ということである。いわゆるクラシカルメソッドを採るアメリカの所得税制においては、法人課税の対象となる組織に帰属する所得は、組織段階と出資者ないし受益者段階との二回の課税に服することになるが、信託に帰属する所得に関しては、これを一回のみの課税に限ろうとするのである。これは、信託を法人課税の対象とする場合に生じる租税負担の累積が信託の

利用に禁止的に働くおそれがあることを理由とする⁽¹¹⁾。この原則を実現しつつ、不合理な課税漏れ等を生じさせないためにどのような措置が講じられてきたか、という点は、本稿で提起した問題に直接関わる論点である。以下では、この点について、制度の変遷を概観することとしたい。

(2) 留保所得課税制度の変遷⁽¹²⁾

① 税額再計算ルール (throwback rule) の採用⁽¹³⁾

1954年法以前は、信託所得に関する「一回課税」の原則を実現するため、信託に留保される所得については、信託にのみ課税し、かつ、信託からの現実の留保所得の分配は受益者段階では非課税とすることとされていた。しかしながら、この制度の下では、信託に適用される税率が受益者に課税される税率よりも低い限度で、課税が不足するという問題が生じることとなる。これに対応するために考案されたのが、いわゆる税額再計算ルール(throwback rule)である。

税額再計算ルールとは、信託に留保された所得については、恰もその所得が留保される代わりにそれが実際には留保された年度に現実に受益者に分配されたかのように課税関係を決定しなおす計算を、留保所得が受益者に現実に分配された年度において行なおうとするものである。その基本的な考え方は、所得を留保する信託を利用して、受益者の所得税負担は、信託がない場合に比べて変化しないようにする(特に、それにより軽くなることはない)ということであると考えられる。

したがって、このルールを実定化する場合の基本的なコンセプトは、留保された所得については、一応、それが留保された年度において信託を納税義務者として課税を行なうが、当該所得が現実に受益者に分配された年度に、過去にさかのぼって所得計算をし直し、かつ、信託や受益者が過去の年度においてすでに納付している税額との清算を行なう、というものとなる。

しかしながら、このような考え方に立つものとしては、1954年法において実際に採用された制度はかなり不完全であった。なぜならば、そこではこのルールが適用されない広い例外がみとめられた結果、やはり課

税不足の部分がかなり生じていたからである。たとえば、6年間以上留保されていた所得や、信託への最終の財産移転後9年間以上経てから信託が終了し、現実の収益分配が行なわれる場合などについては税額再計算ルールの適用対象とならず、従来と同じく、信託に対する課税のみで課税関係が終了することとされていた結果、これらについては、なお、課税の不足が生じていた。

そこで、この点を是正するため、1969年改正において、完全な再計算を目指す、きわめて厳しい制度が導入された⁽¹⁴⁾。ここで採用されたのは、信託から留保収益が受益者に現実に分配された年度において、信託が留保所得を有する最も古い年度にさかのぼり、現実に分配された額を満たすまで、それぞれの課税年度に受益者に——その所得に対応して信託が納付した税額を含めた——その所得金額が帰属したものとして税額を計算し直し、そこから信託と受益者が既に納付した税額を控除して納付する税額または還付額を決定するという方法であった。たとえば、ある受益者が今年度に信託から300の留保所得を現実に分配されたとする。この信託が有する最も古い年度の未分配留保所得が10年前のものでその年度の留保額が100、それに対応して納付した税額が20あり、それに次いで8年前に200の留保額とそれに対応して納付した30の税額があったとすると、この受益者は今年度300の所得の分配を得たことについて、10年前に120の分配を、8年前に230の分配を、それぞれ受けたものとして、それぞれ過去の年度の税額を計算し直し、その結果から当該過去の年度における現実の納税額と50の納付済税額との合計額を控除して、追加的に納付すべき税額または還付額を決定するのである。

この1969年法の下での制度は、まさに、税額再計算ルールの基本的な考え方を——年度帰属の点のみが擬制的に決定されるというものの——そのまま実定化したものと評価することができる。しかし、反面、このような立法の下においては、通常所得と別に計算されるキャピタルゲインの扱いに関して極めて複雑な規定を必要としたし、また、その執行においては、受託者等の関係者に重い資料保存義務を課すこととなった。なお、1969年法の下でも、以上に述べた本則計算の他に、後述する1976

年改正において採用された方法と類似した比較的簡易な計算方法を選択することも認められていたが、現実には、関係者は両方の方法で計算を行なった上で租税負担が軽い計算方法を選択しようとしたため、それによって資料保存や複雑な本則計算を行なう必要が実際に軽減されたわけではなかったのである。

② 税額再計算⁽¹⁵⁾ルールの変容

このように、理論的には正確な1969年法の下で、あまりにルールが複雑化し、かつ、資料保存義務等の執行上の問題もあったため、1976年法において、思い切ったルールの簡略化が行なわれた。その改正の骨子は、複雑で精緻な上述の計算方法を廃止し、実際の金額の代わりに平均化した金額を用いて行なう簡易な計算方式のみを法律上採用したことと、信託所得に関して留保年度に信託が納付した税額の方が当該年度に受益者が当該留保所得を分配されたと考えて計算した税額よりも大きい場合に、当該差額を受益者の今年度の所得税額から税額控除する（さらに、控除しきれない場合には還付する）という制度を廃止したことの二点にある。

具体的には、まず、今年度現実に受領した信託からの分配のうち、どれだけが過去の留保所得からの分配であるかを法定の算式にもとづいて決定した上で、1969年法の下での計算と同じく、この決定された留保所得分配額を、1969年を限度（最も古い年度）として、未分配留保所得額を有する最も古い年度から割当て、同時にその所得に対して信託が納付した税額もグロスアップして受益者に分配されたものとする。この計算に関しては、留保されたキャピタルゲインや、同じ年度に複数の信託から留保所得を受け取る場合の特則があり、また、8歳の受益者に10年前の留保所得が分配されたとして計算される場合など、受益者が未出生・未成年の期間中に留保された所得に関する特則もある。

次に、このようにして決定された留保所得額について、以下のような「簡易な」計算方法が適用される。第一に、再計算の対象となった1年あたりの平均留保所得分配額を算出する。この場合には、租税回避への対処として総平均の25%以下の分配額しかない年度を排除することとさ

れている。第二に、納税者の過去5年間のうち、所得が最高の年度と最低の年度を除く3年分の所得に、先に求めた平均分配額をそれぞれ加える。ここでも、受益者に所得がなく、損失のみがある年度は所得ゼロとして扱う、等の特則が存在する。第三に、上記の3年分の所得に対する税額を算出し、それと受益者に当該年度に現実に課された税額とから増加税額の平均額を求め、その平均額に最初に平均留保所得分配額を算出するのに用いた年数を乗じて、追加的な税額を得る。最後に、この追加的な税額から、これらの所得について信託がすでに納付した税額（グロスアップした税額）を控除した税額を、受益者のその年分のその他の所得にかかる所得税額と合算したものが、当該年度に納付すべき税額とされる。前述したように、グロスアップされた税額の方が多額となる場合でも、その差額を受益者のその年分のその他の所得にかかる所得税額から税額控除することは認めないこととされた。

なお、同年度の改正において、外国信託に関する所得課税が強化され、課税繰延益の剥奪という観点から、委託者課税信託の範囲の特例と外国信託からの分配に対する利子税の創設を中心とする法改正が行なわれているが⁽¹⁶⁾、内国信託の場合、留保された期間に対応する利子税は立法されていない。

この1976年法による立法は、「平均額」等を用い、かつ、その結果として税額控除等を認めないとすることにより、税額再計算ルールに多くの擬制を持ち込み、信託の利用によっても受益者の租税負担に変更を来さないようにする、というこのルールの基本的な考え方を大きく変容させるものであったということができよう。

③ 税率の問題と税額再計算ルールの放棄

1976法においては手を加えられなかった、留保期間中の課税繰延益の問題は、その10年後の1986年改正において、信託所得に適用される税率の問題として議論の対象となった。すなわち、これまでは、信託の所得および所得税は個人のそれと同様に計算するという考え方から、信託所得には個人の基本税率表が適用されてきた。そのため、信託の税率は基本的に個人よりも高くはない上、当該年度に何らかの所得がある受益者

に留保所得が分配された場合には、所得分割がなされたのと同様の効果を持つ——留保所得分は本来ならば上積みされるべきであるのに低所得に対応する低い累進税率が適用されることになる——ことになって、仮に税額自体が清算され追加的に納付されたとしても、留保期間に対応する課税繰延益が発生するのである。

これに対応するため、1986年法では、信託専用の税率表が採用された。この税率表においては、立法当時の金額で所得が2万6000ドルを超える部分においては個人の最高税率と一致するようにされていたのである。それは、28%の比例税率を適用すると同様の効果を持つことになっていた。このような税率の変更と、1976年法の下での、信託の過大納付税額が控除されないというルールとを合わせると、結局、この時点で原則的な信託税制は、高い比例税率を信託に適用し再計算等の税額調整を行わない、というのとほぼ等しい内容を持つようになっていたものと考えることができよう。したがって、実定法としては存在していても、もはや、1954年法によって導入された税額再計算ルールは事実上、その意味を失っていたのである。

1993年以降、再び累進度を増した現在の税率表の下でも、最高の39.6%の税率が適用される範囲は個人の基本税率表においては13万5525ドルであるのに対して信託は8100ドル超の所得についてこの税率が適用されることになるため（いずれも1997年の値である）、1986年改正の下での前述のような制度の性格づけに変更はないということができる。

このような状況を反映して、1997年改正においては、ついに内国信託に関しては、原則として税額再計算ルールを適用しないこととされ、実定法上もこのルールが放棄されるにいたる。その理由は、実質的に無意味になっていたことと、信託財産のキャピタルゲイン課税に関する複雑なルールを不要にするためだとされている⁽¹⁷⁾。

この結果、現在における「信託課税」の原則は、信託に留保される所得は個人の最高税率と一致する比例税率を適用する分離課税とする、というのにほぼ等しいものとなっている。

なお、信託所得に累進税率を適用したり、信託に固有の基礎控除を認

めたりする場合には、所得分割等との関係でさらに技術的な対応が必要である。すなわち、実質的には一つの信託が租税回避の目的で形式上複数の信託に分割して創設される可能性があるのである。1984年改正により、現行法上、このような場合は、一定の範囲の複数の信託を課税上一つの信託として扱うこととされている⁽¹⁸⁾。1997年における税額再計算ルールの廃止⁽¹⁹⁾に関しても、この措置の存在が重視されていることは注目に値する。

三 わが国における問題の立法論的解決の可能性

(1) 序

アメリカ連邦所得税における、「遺産・贈与税の対象となる信託元本は所得税の対象とせず、信託収益のみを所得課税の対象とし、その際には個別的な信託を独立した法人課税の対象とせず、原則的には受益者に対する1回の課税のみを行なう」という原則は、わが国の個別信託に関する所得課税における原則と基本的には一致している。そこで以下では、アメリカにおける経験を参照しつつ、わが国における問題解決の方向を考えてみたい。

その際に考慮すべき重要な要素は、信託の利用によって、受益者が租税負担の軽減を受けることがなく、また、大きな追加的負担を強いられることもない、という意味で、税制が信託の利用に関して中立的であるべきだ、という点であると考えられる。これに加えて、この目的を実現するために、執行上、関係者に過大な事務負担を負わせることがないようにする、という点も考慮要素として付け加えておくべきであろう。

(2) 信託に所得税を課す制度

① 序

まず、現行法における委託者への課税については、すでに「信託契約が撤回不能のものであり、しかも委託者が受託者および信託財産に対して一切コントロールできないような場合にまで委託者を納税義務者とす

るのは問題であろう。」⁽²⁰⁾という指摘をされる金子宏教授は、「立法技術としては、このような場合には信託財産を納税義務の主体とすることが考えられる。」⁽²¹⁾とされている。それでは、このように信託財産自体を信託所得に対する所得税の納税義務者とする基本的な考え方の下では、どのような制度の仕組みを考えることができるのであろうか。

② 税額再計算ルール方式

最初に考えられるのは、アメリカ連邦税において採用されてきた、税額再計算ルールを用いた税制である。すなわち、留保所得に関しては信託に暫定的な課税を行ない、現実の分配時に受益者の納税額を調整するというやり方である。これは信託の課税に適当な比例税率を用い、後の税額調整時に過大納付分の還付まで行なうこととするならば、当初の比例税率の定め方いかんによっては留保期間中に大きな課税繰延益が発生しうる、という点を除くと、理論的にはほぼ完全な中立性を実現することができる。

しかしながら、この基本的な考え方の下で具体的な制度を考える際には、多くの技術的な問題が発生する。特に、信託において収益の留保が長期間に及ぶ場合には、資料保存等の観点をも考慮すると、完全な所得の再計算の実行は技術的に困難である。さらに、アメリカにおいてキャピタルゲインの扱いに関して非常に複雑な規定を必要としたことに鑑みると、わが国のように細かな所得分類を有する所得税に関して、このような実定法を作る技術的な困難は大きい。

この問題に対処するために所得・税額の再計算を擬制的なものに置き換えて簡略化すると、この方式の基本的な考え方が持っていた「正確さ」という最大の利点が失われていく。すなわち、この考え方を実定化するにあたっては、「正確さ」と「実行の容易さ」がトレード・オフの関係にあるのである。

アメリカ連邦税における税額再計算ルールの展開は、まさに、この考え方の下で、現実の制度を構想する場合、満足できる解答を得ることが非常に困難であることを示しているものと考えられる。結論として、わが国の立法がこの方向をたどることは、あまり支持すべきではないと考

えるべきであろう。

③ 信託のみを納税主体とする方法

信託に留保される所得について信託に所得税の納税義務を負わせるといふ考え方の下では、次に、留保所得については、その稼得された年度に信託を納税義務者として課税するのみで、後の現実の分配時には何らの課税も行なわない——すなわち、信託からの留保所得の分配は受益者にとっては非課税である——という立場がありうる。この場合、信託にどのような構造の税率を適用するかという観点から二つの考え方がありえよう。一つは、累進税率とすべきであるという考え方であり、もう一つは比例税率とすべきであるという考え方である。

まず、前者の累進税率を信託に適用するという考え方の根拠としては、今後、個別的信託が個人の資産の運用・管理に用いられる可能性が大きいこと、および、個別的信託の受益者は個人が多いことから、個人と同じ構造の税率表を信託にも適用すべきだという点を挙げることができよう。その場合、平均上積税率を考慮するとしても客観的に公平と考えられる信託用の累進税率表を作ることは困難であることと、わが国の所得税においては複数税率表を採用していないことから、おそらく、信託にも通常の個人について用いられるのと同じの累進税率表が適用されることとなるものと思われる。

しかしながら、そのように考えた場合、信託に留保される所得は、少なくとも受益者の所得と合算されない範囲で所得分割の効果をもたらすし、水平的に不公平であるばかりか、信託を利用した資産の管理・運用を行なうのは相当程度大きな資産を有する高額所得者層が中心となるであろうことを考えるなら、垂直的公平の観点からも問題が大きい。さらに、意図的に複数の信託を創設することにより、所得分割の効果を利用した租税回避の仕組みが出現する恐れも大きいであろう。

このような試みに対処するためには、租税回避目的と考えられる複数の信託を一つの信託として扱うなどのルールが必要になり、制度およびその執行が非常に複雑になる恐れがある。また、かりにそのようなルールを作ったとしても、それによって受益者と信託とに所得が分割される

という効果自体が相殺されるわけではない。

このように考えると、信託のみを留保所得の納税義務者と考える場合、累進税率を適用することはあまり支持しえない方法だと言うべきである。

では、比例税率を適用する場合はどうであろうか。

この場合も、その税率をどのように決定するか、という点が最重要の問題点となる。いうまでもなく、この方式には、信託の税率が受益者の税率よりも低いか、高いかで、結局、信託の利用による有利・不利が生じるという構造的な問題点があるからである。おそらく、高額所得者層が信託を利用して租税回避を試みることを防ぐために、その税率は個人所得税の最高税率と同じ税率とされることになると思われる⁽²²⁾。その場合、制度としての合理性は、結局、個人所得税率の累進度に依存しており、所得税のフラット化が進めば、制度の合理性が増して有力な選択肢となる、と考えるべきであろう。現行法において個人所得税の最高税率である50%の比例税率でこのような制度を構想することの是非は、結局は累進度をどのように見るか、という価値判断の問題となると思われ⁽²³⁾る。

この構造的な問題点を除くと、比例税率による取りきり方式は、比較的簡単な制度として実定化することが可能であって納税者にも分かりやすく、かつ、信託所得が稼得された年度で課税されるので現在の考え方も整合的であり、また、税金をあげるという観点から徴税当局の支持も得やすいものと思われる。

反面、留保収益を受益しうる者の範囲に通常の個人以外の者、特に、公益法人等が含まれている場合の処理方法が問題となる。これについては、アメリカのように信託財産・収益の中で慈善・公益等の目的に用いられる部分を課税対象から除く複雑な制度を設けるか、または、現実に公益法人が留保収益分配を受け取った場合には対応する税額を還付する——いわば、逆の方向の税額再計算——等の方法が考えられようか⁽²⁵⁾。

さらに、理論的には、このような考え方は総合所得課税という観点からは問題があることも指摘しておくべきであろう。特に、受益者が、た

とえ信託からの分配の原資となる収益と同じ所得分類に属する所得の計算上損失を有している場合であっても、信託所得との損益通算ができないという点は、制度としても考慮すべき論点である。

(3) 信託に利子税を課す制度

(2)で検討したのとは、異なる発想にもとづくものとして、信託の留保収益については留保期間中、利子税を課し、現実の分配時にその分配額を受益者の他の所得と合算して課税対象とする、という考え方がありうる。これは、利子税の課税によって課税繰延益を剥奪しつつ、現実の分配時に総合所得税の考え方にもとづいて課税しようとするものである。現行法における現年課税の考え方に忠実に従うものではなくなるが、信託利用に関する税制の中立性という観点からは、なお主張可能な制度であり、また、受益者にとっては、現実に分配を受けた年度に、その分配を受けた額が所得となるという分かりやすさを有していると考えられる。

具体的には、まず、留保所得には、留保期間中は利子税が課される。その課税標準は、信託財産の価額から、信託元本の価額、および、課税済所得額を控除したものとなる。含み益課税を行なわないという前提の下では、信託財産の価額は「簿価」ということになる。また、課税済所得とは、一律源泉分離課税の対象となった金融収益などである。これらの収益はすでに課税済であり、受益者に分配されても課税対象とはならない。したがって、現実の分配時まで留保されていても課税繰延益は発生しないので利子税の対象ともならないのである。

利子税の税率は、想定される受益者の平均上積税率と利子率から計算される一定税率である。このような信託の利用が高額所得者層に多いという前提からは、平均上積税率は40～50%と考えられる。利子率は、本来は市場利率に連動すべきものとするが、現行税制の下では他の実定法上の「利子税」の率が6.6%（相続税法52条）または7.3%（所得税法131条）などであることと均衡がとれる値とされよう⁽²⁶⁾。したがって、概ね3%程度の税率となるものと思われる⁽²⁷⁾。

利子税の納税義務者は受託者であり、それは信託収益の計算上、信託

財産の費用として扱われることになる。

次に、留保収益が現実に分配された場合の課税問題がある。これについては、第一に、信託財産の留保収益中に、前述した課税済所得と利子税の対象となる所得とがある場合の、分配された所得の性質決定の問題がある。どちらかが先に分配されると擬制する方法と按分する方法の三つがありうるが、できるだけ課税時期を遅らせないという観点からは、最初に利子税の対象となる未課税所得から払いだされるという擬制を設けるのが適当であろう。

第二に、信託の有する未課税所得に不動産所得、雑所得等複数の種類の所得が含まれる場合の性質決定の問題、第三に、長期間にわたって発生し、留保されてきた所得が一時に分配される場合、平準化措置が必要ではないか、という問題がある。

技術的には現実の分配額を満たすまで、信託が有する最も古い留保所得から割り当てて性質の年分の決定を行ない、例えば5年間以上にわたって稼得された所得が一時に分配された場合には平準化措置を講じる等の仕組みを構想することは可能であるが、留保期間が長期に及ぶ場合、このような計算を可能にするためには受託者は相当詳細な記録を保存しなければならず、その負担が問題となりうる。

したがって、実行可能で簡明な制度を作るという観点と、納税者における操作の余地を減らすという考慮を考え合わせるならば、留保された年度の決定を不要にし、かつ、所得分類に関しては残高に応じて按分する——受益者ないし受託者による所得分類の指定は認めない——という制度が良いように思われる。この制度の下で平準化措置を考えるなら、信託からの留保収益の分配を、平均課税の対象となる臨時所得の範囲に加えることも一案である。ただし、毎年の信託所得額が受益者のその他の所得に比して十分に大きいと、平準化の必要があまり認められない相対的に短期間しか留保されていない所得の分配も平均課税の対象となりうるという技術的な問題点もあり、平準化措置を断念するという選択肢も有力であると思われる。

このような利子税方式の留保所得課税については、ここで指摘した平

準化措置に関する問題点の他、信託財産に償却資産が含まれている場合、いわば B/S 方式で課税標準を計算する利子税の計算と信託財産の P/L 方式の収益計算が、減価償却等の内部計算の差異で複雑に異なることにならないか、等の技術的に解決すべき問題点が残されている。

しかしながら、先に指摘したように受益者が現実に分配を受けたものについて課税される、という点で分かりやすい制度である他、理論的にも、総合累進課税の考え方によく馴染み⁽²⁸⁾、また、課税繰延益相当分の利子税を課すのみなので現実の分配時に受益者の所得税と信託の納付した税額との調整の必要がない、という長所を有している。加えて、前述した比例税率課税に比べれば毎年の税負担が軽くて済むため信託の運用利回りが向上するし、特別な手当を行なわないという選択を採ったとしても、後に現実に受益した者が公益法人等であった場合の問題が小さい等の実際的な利点を有していると考えられる。したがって、この方法も、今後の立法において有力な選択肢であると考えらるべきである。

四 結語

本稿においては、アメリカ連邦税における制度の展開を参照しつつ、わが国における信託留保収益課税のあり方を検討した。そして、信託留保収益については信託に比例税率で課税し、後の現実の分配については受益者に課税しないという方法と、信託収益が留保されている期間中は利子税を課し、後の現実の分配時に受益者にのみ課税する方法の二つの選択肢がありうることを示した。

もしも比較的近い将来、この点に関する立法が行なわれるならば、制度の簡明さや税収の確保という観点から——さらに、同様の利子税にあたるいわゆる特別法人税（法人税法83条以下）に対して一般的に批判が多いと思われることから⁽²⁹⁾——前者の方法が採用される可能性が高い——その場合の税率は、個人の最高税率ではなく、現在の税率表を前提とするならば35%程度となるのではないかと——とも予想される。しかし、現在の所得税の基本的な考え方である総合所得税の立場からは、なお、後

者の考え方に大きな魅力が感じられる。したがって、今後、平準化措置の点を含め、前節で指摘した問題点について、なお、細かな検討を行なう必要がある。

いずれの方法を採用するのであれ、信託留保収益課税の方法を立法上明確化することは、信託が有する柔軟な構造の利点を発揮しうる環境の整備という点で急がれるべき作業である。この点については、前述のどちらの方法の下でも、信託契約によって受託者に裁量権を与えたり、現実の分配の引金となる様々な条件を付したりして、将来の現実の分配を予定しつつ、信託収益を留保することが、現在以上に柔軟に行なわれようになることは疑いがない⁽³⁰⁾。

そのような立法が行なわれた場合には、現在のような理論的根拠が薄弱な委託者課税は、もはや必要がなくなる。しかし、そのことは、信託収益が——信託や特定された受益者ではなく——委託者に帰属するものとして課税関係が決定される場合がなくなるべきだ、ということの意味しない。最初に指摘したように、信託をめぐる課税の公平を実現するためには、なお、委託者が信託財産をコントロールする権限を有している場合や、信託財産から受益する可能性を有している場合に、信託収益が委託者に帰属すると考えて課税関係を決定すべき場合が存在しうるのである。このような「積極的な」委託者課税の制度の構想の詳細について、なお、検討が急がれるべきである。

- (1) 佐藤英明「信託収益課税に関する基礎的一考察」金子宏編『所得課税の研究』103頁、109頁。
- (2) 集合的信託の課税に関する検討は、本稿の範囲外である。この点については、日税研論集所収の拙稿参照。
- (3) 佐藤・前掲注(1)108頁。
- (4) この点についても、これまで何度か指摘と検討を行なってきた。参照、佐藤英明「委託者・受託者不存在の場合の信託課税」総合税制研究1号75頁、同「他益信託と課税」税務事例研究38号19頁、同「他益信託をめぐる課税に関する覚書」総合税制研究5号96頁。
- (5) 占部裕典「信託課税における受益者課税・委託者課税の再検討」総合

税制研究 2号20頁, 55頁注(3)。

- (6) 参照, 佐藤・「他益信託と課税」前掲注(4), 同「他益信託をめぐる課税に関する覚書」前掲注(4)。
- (7) 現行法の下でも, その課税関係の決定が比較的容易な信託留保収益は存在しうる。たとえば, 信託期間中は信託収益が留保され, 信託期間終了時にA, B, C, 3人の受益者に, 留保収益を2対1対1の割合で分配するという信託の場合, 信託期間中, 信託財産に帰属する収入および支出は, A, B, C, にそれぞれ2対1対1の割合で帰属するものとして課税することが可能である。

これに対して, 信託期間中の分配が, 「受益者の経済的状況等を考慮した受託者の合理的な裁量に任されている場合」などを典型例とする, 受益者の具体的な受益内容が不確定な場合は, 本文で述べたように, 現行法の考え方では課税関係の決定は困難である。本稿ではこの後者のような場合を念頭に置きつつ, 信託における比較的自由的な現実の分配を許しても, なお実行可能であるような留保収益課税の方向を探ることとしたい。
- (8) 参照, 佐藤英明「法人と事業信託の分類基準」ジュリスト 998号 114頁, 1001号 118頁。
- (9) 参照, 内国歳入法典 671条以下。
- (10) Bittker & Lokken, *Federal Taxation of Income, Estates and Gifts*, 2nd ed. ch. 81 at 2-3. 参照, 内国歳入法典 102条(a)項。
- (11) Bittker & Lokken, *id.* at 4.
- (12) 以下の記述については, *cf. Id.* at 5-6, 49 et seq.
- (13) 参照, 『信託税制研究——海外編——』(トラス60研究叢書) 第2章 第1節第1款, 第4款 [水野忠恒執筆部分], Steinmann & Schlenger, *Tax Reform Act of 1969 and the Treatment of Accumulation Trusts*, 48 *Taxes* 273 (1970).
- (14) この改正については, 29th N.Y.U.Inst.Fed.Tax. 所収の各論文参照。
- (15) *Cf. Link & Wahoske, Taxation of Distribution from Accumulation Trusts*, 52 *Notre Dame Lawyer* 611 (1977).
- (16) この点については, 参照, 佐藤英明「『外国信託』と課税」金子宏編『国際課税の理論と実務』326頁以下。
- (17) Joint Committee, *General Explanation of Tax Legislation Enacted in 1997*, at 76.
- (18) 参照, 内国歳入法典 643条(f)項。いわゆる, multiple trust rule であ

る。

なお、税制が信託のあり方について中立であろうとするためには、反対の場合についても注意する必要がある。この点についても現行法上手当がなされており、形式上は一つの信託だが、その実質は複数の信託がまとめて設定されていると考えられる場合には、663条による、いわゆる separate share rule が適用されることとされている。

- (19) cf. Joint Committee, supra n.17.
- (20) 金子宏『租税法〔第6版補正版〕』158頁注(1)。
- (21) 同前。なお、占部・前掲注(5)論文も、同様の方向を示唆する。
- (22) 占部、前掲注(5)論文によれば、これは各国の税制の多くが指向する方向であるように思われる。
- (23) 平成10年度の税率表の下では、ともに上積み税率が50%となる所得3000万円と4000万円の場合に、平均税率は前者が29.9%、後者が34.9%である。これと比較して、信託への課税が50%の比例税率で行なわれることにはかなりの重税感があり、信託の利用が阻害される恐れも否定できないように思われる。
- (24) このような制度が比較的簡明な制度として仕組まれうるのは、信託からの分配について受益者のレベルで所得分類を考える必要がないからである。ただし、それは、後述するように信託からの分配が総合課税に取り込まれないことと表裏をなしている点には注意が必要だと思われる。
- (25) 現実に公益法人等が留保収益の分配を受けた際に、過去に信託が納付した税額相当額を当該公益法人等に還付する制度が採用される現実的な見通しは、税収の安定という立場が強調される場合には、あまり大きくないと考えるべきであろう。したがって、個人の社会への寄与等の観点から、私的な受益者と公益法人等とがともに受益者の範囲に含まれるような信託が今後盛んに利用されるような事態を想定するならば、この一見技術的な問題の解決は重要な論点だと考えるべきである。

なお、かりに公益法人等である受益者に対して本来負担すべきでなかった税額——信託が納付した税額——が還付されても、その留保期間中の運用益——課税繰延益に対応する課税前倒損ともいうべきもの——が失われることになる点には注意が必要である。

- (26) 近年の低金利時代においてこのような利率が非常に高いことは明らかである。本来、このような利子率は市場利率を表す指標等と連動する、経済的に合理的な値であるべきだと考えられるが、これは現在のわが国の税制の随所に現れる問題であり、この場面でのみ取り上げる問題では

ない。参照，佐藤英明『脱税と制裁』163-166頁，同「延滞税・利子税・還付加算金」税務事例研究32号23頁，46-47頁。

- (27) 利子率を年7.3%と考えると，平均上積税率が40%の場合の利子税率が約2.9% ($40\% \times 7.3\% = 2.92\%$)，平均上積税率が50%の場合の利子税率が約3.7% ($50\% \times 7.3\% = 3.65\%$)であるから，予想される利子税率は，この範囲に含まれよう。
- (28) 特に，受益者が他の所得から控除しうる損失を有している場合，信託から分配される所得からその損失を控除する可能性がある点は，この方式の大きな利点である。
- (29) 特別法人税の制度については，参照，増井良啓「退職年金等積立金の課税」日税研論集37号 201頁以下。
- (30) 現行法の下で信託収益を留保することは，納税義務者が受益者であれ委託者であれ，納税資金という観点からも，実際的な問題があるものと思われる。

(神戸大学法学部教授)